平成30年12月12日

青森県教育委員会第839回定例会

期 日 平成30年12月12日(水) 場 所 教育庁教育委員会室

会 議 次 第

1 開	会				
• • •	告第1号	議案に対する意見につい	ハて		1
	案 案第1号	県重宝の指定について	••••		2
-	前第一養調			١٦	3 4
5 関	会				

報告第1号

議案に対する意見について

知事から意見を求められた下記議案について、緊急を要するため、青森 県教育委員会の事務の委任等に関する規則第4条第1項の規定に基づき、 教育長において臨時に代理し、原案に同意したので、ここに報告します。

記

- 1 平成30年度青森県一般会計補正予算(第2号)案(教育委員会所管分)
- 2 公の施設の指定管理者の指定の件(青森県立種差少年自然の家)
- 3 公の施設の指定管理者の指定の件(青森県武道館)
- 4 青森県基本計画「選ばれる青森」への挑戦の策定の件
- 5 特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案
- 6 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例案

議案第1号

県重宝の指定について

青森県文化財保護条例(昭和50年12月青森県条例第46号)第 4条第1項の規定により、次の表に掲げるものを県重宝に指定する。

種 別	名 称	員数	所在地	所有者
県重宝	木造女神坐像	1 躯		宗教法人恵光院

[その他]

弘前第一養護学校高等部の移転予定について

- 1 移転予定時期平成31年4月1日
- 2 移転場所 弘前市大字駒越(旧岩木高等学校跡地)

[その他]

職員の懲戒処分の状況について 平成30年12月(11月1日~11月30日分)

青森県教育委員会

事案1 (処分後速やかに公表した事案)

①被処分者 西北地域市部以外の中学校 教諭(51歳 男性)

②事件の概要等 児童ポルノ禁止法に違反するDVD等の所持及び盗撮平成30年9月11日(火)、児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律違反の容疑で警察の家宅捜索を受けたところ、同法に違反するDVD等を所持していたもの。

また、公衆浴場において、腕時計型ビデオカメラを用いて盗撮していた もの。

③処分内容 免職

④処分年月日 平成30年11月6日

事案2 ①被処分者 下北地域市部以外の中学校 教諭(47歳 女性)

②事件の概要等 速度超過(3 0km/h 以上 5 0km/h 未満)

- 平成30年8月7日(火)午前6時55分頃
- ・ 下北郡風間浦村内の国道
- 最高速度40km/hのところ、71km/hで走行

④処分年月日 平成30年11月19日

事案3 ①被処分者 中南地域の高等学校 教諭(34歳 男性)

②事件の概要等 物損事故

- · 平成30年8月29日(水)午後5時35分頃
- ・ 青森市内の県道
- ・ 自動車を運転中、駐車場から車道へ出るために徐行しながら前進した際、右側から歩道を直進して来た自転車と衝突したもの。

③処分内容 戒告

④処分年月日 平成30年11月30日

⑤そ の 他 平成29年2月15日に速度超過、同年12月26日に 物損事故を起こしていることから量定を加重

参 考 資 料

第839回定例会(平成30年12月)

●報告第 1 号 議案に対する意見について

P1~9

●議案第 1 号 県重宝の指定について

P10~11

平成30年度11月補正予算の概要について(教育委員会所管分)

11月補正予算額 47,983千円 現計予算額 130,358,356千円 補正後の予算額 130,406,339千円

◎計上の主なもの

職員等人件費 47,983千円

人事委員会勧告に伴う給与改定に要する経費及び人事異動等による 給与費の精査による補正。

						左の	内 訳
	区		分		補正予算額	給与改定	その他精査
事	事 務	局	等	分	△96, 324	13, 640	△109, 964
当		校		分	144, 307	416, 455	△272, 148
	小	学	校	費	△148, 358	169, 540	△317, 898
	中	学	校	費	39, 930	108, 488	△68, 558
	高等	学核	で総え	务費	379, 924	97, 065	282, 859
	特別	支援	学村	交費	△127, 189	41, 362	△168, 551
		計			47, 983	430, 095	△382, 112

公の施設の指定管理者の指定について

施 設 の 名 称	指定管理者となる団体 (構成団体)	指定の期間
青森県立種差少年自然の家	三八五グリーンネット 三八五交通株式会社 三八五フーズ株式会社	平成31年4月1日~ 平成34年3月31日 (3年間)
青森県武道館	公益財団法人弘前市体育協会	平成31年4月1日~ 平成36年3月31日 (5年間)

青森県基本計画 「選ばれる青森」への挑戦(案)

~支え合い、共に生きる~ [抜粋]

平成 30 年 11 月 6 日 青 森 県 「青森」という地名は、今から 400 年ほど前の江戸時代前期、当時、土地の漁師たちが漁を終えて港に帰るときに目印としていた「青い森」がその由来と言われています。

縄文の頃から脈々と受け継がれてきた、「青い森」と呼ぶにふさわしい、緑豊かで美しいふるさとを次の世代へきちんと引き継いでいくことは、現代を生きる私たちの役割です。

一方で、今、私たちは、人口減少の進行、超高齢化社会の到来という大きな課題に直面しています。これらは私たちの暮らしやそれぞれの地域の未来に関わる極めて重要な問題です。この難局を乗り越えていくため、私は、「未来は変えることができる」と信じ、農林水産業を始めとする本県の強みを生かしながら、様々なチャレンジを続けてきました。これからは、今までのチャレンジの成果を更に伸ばし、定着させ、次の段階をめざし、新たなステージに向かっていく必要があります。

人口減少克服への道のりは決して平坦ではありません。

それでも私は、現実を冷静に捉え、将来を見据え、県民のために、青森県のために何ができるのか、知恵を絞り、創意工夫を凝らし、積極果敢に行動していきたい。県民の皆さんが、「ここに生まれて良かった」「ここで暮らして良かった」と思えるような、幸福感にあふれる青森県をつくっていきたい。そう考えています。

港に帰る漁師たちが目印にしていた「青い森」は、私たちが暮らす県の名前となり、47の都道府県の中で唯一、名前に色の名を冠する県となりました。持続可能な社会の形成が世界共通の課題となっている今の時代、そして将来に向けて、「青い森」を由来とし、その名に違わぬ美しさを今なお守り続ける青森県は、私たちが世界に自慢できるふるさとです。

私たちのふるさと青森県が、今まで以上に県民の皆さんが支え合い、愛着と誇りを持てる地域へ、そして、日本、世界からその価値を認められる地域へと進化していくことをめざし、「青森県基本計画『選ばれる青森』への挑戦」を策定します。

「選ばれる青森県」をめざして、共にチャレンジしていきましょう。

青森県知事 三村 申吾

目 次

户早	ı
1 目的	1
2 基本的な考え方と期間	2
(1) 基本的な考え方	2
(2) 計画の期間	2
3 構成	3
第1章 青森県を取り巻く環境の変化	4
1 環境変化とこれからの展望	4
<年表>今後想定される国内外の主な動き	5
(1)世界の動向	6
(2) 日本と青森県の動向	7
2 これまでの成果と今後の可能性	1 6
(1) これまでの取組の成果	1 6
(2)青森県の多様性と可能性	2 3
3 今後の大きな課題	2 7
4 今後重視していく取組の方向性	3 5
第2章 2030年の青森県のめざす姿	3 8
1 2030年の本県人口の姿	3 8
2 めざす姿の具体像	3 8
(1)めざす姿としての「生活創造社会」	3 8
(2)めざす姿(青森ブランド)の具体像	3 9
3 世界が認める「青森ブランド」の確立に向けて	4 2
(1)「買ってよし、訪れてよし、住んでよし」の実現	4 2
(2) 世界を相手に活躍する多彩な人財	4 2
(3) 県民の青森ブランドの理解促進	4 2
(4) イノベーションによる新たな価値の創造	4 3
(5)選ばれる地域へ	4 3

第3章 全県計画4分野	4 4
政策・施策体系	4 4
産業・雇用分野	4 7
安全・安心、健康分野	6 2
環境分野	7 5
教育・人づくり分野	8 2
第4章 地域別計画	9 3
東青地域	9 6
中南地域	1 0 5
三八地域	1 1 3
西北地域	1 2 2
上北地域	1 3 2
下北地域	1 4 2
第5章 取組の重点化	150
1 戦略プロジェクトの設定 ~人口減少克服に向けて~	1 5 0
2 マネジメントサイクルの展開	1 5 5
(1) 政策点検及び提言	1 5 5
(2) 取組の重点化の基本方針の決定	1 5 7
(3) 事業の企画・立案・実施	1 5 7
第6章 計画の推進	158
1 SDGsの理念を踏まえた各種施策の展開	1 5 8
2 ICT利活用対策の充実強化	161
3 あらゆる主体の参画・連携強化と協働の推進	161
4 情報発信	161
5 男女共同参画の推進	162
6 行財政改革の推進	162

特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案 概要

1 改定理由

知事等の期末手当について、県の一般職及び国の特別職の取扱いを踏まえ、支給割合を改めるものである。

2 改定内容

年度	支 給 月 数				
	6月期	12月期	年間		
30 改定前	1. 50	1. 65	3. 15		
30 改定後	1. 50	1. 7 O (+0.05)	3. 20 (+0.05)		
3 1	1. 60 (+0.10)	1. 60 (\triangle 0.05)	3. 20 (+0.05)		

3 改定の考え方

知事等の期末手当の支給割合は、国の特別職の期末手当の取扱いを踏まえ、県の一般職の期末・勤勉 手当の支給割合に対する比率を国と同様に維持するように改定しており、今回も同様とする。また、県 の一般職の取扱いに準じ、平成31年度以降の期別支給割合を平準化するものである。

4 施行期日

公布の日。ただし、平成31年6月期以降の支給割合に係る部分は平成31年4月1日施行。

<参考1> 国の特別職の支給割合

年 度		支 給 月 数	
	6月期	12月期	年 間
30改定前	1. 575	1. 725	3. 30
30改定後	1. 575	1. 775 (+0. 05)	3. 35 (+0. 05)
31	1. 675 (+0. 100)	1. 675 (△0. 05)	3. 35 (+0. 05)

国の一般職 勤勉手当の引上げ 一般の職員0.05月、指定職職員0.05月

<参考2> 本県の一般職の支給割合

	支 給 月 数									
年 度		6月期			12月期			年 間		
	期末	勤勉	計	期末	勤勉	計	期末	勤勉	計	
30改定前	1. 175	0.850	2. 025	1. 325	0.850	2. 175	2. 50	1. 70	4. 20	
30改定後	1. 175	0.850	2.025	1. 325	0. 900 (+0. 05)	2. 225 (+0. 05)	2. 50	1.75 (+0.05)	4. 25 (+0.05)	
31	1. 250	0.875	2. 125	1. 250	0. 875	2. 125	2. 50	1.75 (+0.05)	4. 25 (+0.05)	
	(+0.075)	(+0.025)	(+0.10)	(△0.075)	(+0.025)	(△0.05)				

職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例案 概要

1 改定理由

平成30年10月11日付けの人事委員会の給与等に関する報告及び勧告に基づき、職員の給料 月額等を改定するものである。

2 改定内容

<公布日施行(一部遡及適用)>

(1) 職員の給与に関する条例(以下「給与条例」という。)の一部改正

区 分	改 正 内 容
①給料月額 (別表第1~第6)	若年層に重点を置きながら、全年齢層において給料月額を引上げ。 (行政職初任給1,500円引上げ、若年層についても1,000円程度の改 定。その他は400円の引上げを基本に改定。)
②初任給調整手当 (第7条の3)	医療職給料表(一)の改定状況等を勘案し、医師に係る手当の額を引上げ。 ・医療職給料表(一)の適用を受ける医師及び歯科医師上限額 414,300円 → 414,800円 ・行政職給料表及び研究職給料表の適用を受ける医師及び歯科医師上限額 50,700円 → 50,800円
③宿日直手当 (第15条)	勤務1回に係る支給額の限度額を引上げ。 ・通常の宿日直勤務 4,200円(6,300円)→4,400円(6,600円) ・医師の宿日直勤務 20,000円(30,000円)→21,000円(31,500円) ・人事委員会規則で定める特殊な業務を主とする宿日直勤務 7,200円(10,800円)→7,400円(11,000円) ※()は勤務時間が通常の執務日の2分の1の時間である日の退庁時から引き続く場合の支給額。
④期末手当 (第19条)	6月期と12月期の支給割合を平準化。(H31.4.1から)
⑤勤勉手当 (第19条の4)	年間の支給割合を 0.05月分引上げ。

(2) 任期付研究員の採用等に関する条例の一部改正

区 分	改正内容
①給料月額 (第5条)	第1号任期付研究員及び第2号任期付研究員の給料月額を一部引上 げ。(1,000円)
②期末手当(第6条)	年間の支給割合を0.05月分引上げ。 6月期と12月期の支給割合を平準化。(H31.4.1から)

※ 現在、任期付研究員はいない。

(3) 任期付職員の採用等に関する条例の一部改正

区分	改正内容
①給料月額	特定任期付職員の給料月額を一部引上げ。
(第4条)	(1,000円)
②期末手当	年間の支給割合を0.05月分引上げ。
(第5条)	6月期と12月期の支給割合を平準化。(H31.4.1から)

※ 現在、任期付職員は16名いるが、特定任期付職員ではないため、給与条例の給料表を適用している。

3 施行期日

公布の日から施行し、平成30年4月1日から適用する。 ただし、平成31年6月期以降の期末手当・勤勉手当の支給割合に係る部分は平成31年4月 1日施行とする。

県重宝(彫刻)の指定について

1 文化財の種別 県重宝(彫刻)

2 名称及び員数 ** 大造女神坐像 1 躯

3 所有者 宗教法人 恵光院

4 所在地 三戸郡南部町大字大向字長谷1-1 恵光院奥の院

5 構造及び形式 木造一木造素地仕上げ、女性をモデルにした神像、材質は桂

6 大きさ 像高34.5cm、最大幅30.2cm、奥行き23.5cm

7 由緒及び沿革

恵光院は、名久井岳の西北の中腹に位置する真言宗豊山派の寺で、山号は蓮台山。 通称「長谷寺」と呼ばれ、建徳元年(1370)の草創とされる。

本像は、本尊の十一面観音立像と共に、この地域固有の神像として祀られてきたもので、製作年代は、平安時代末から鎌倉時代初期(12~13世紀)と推定されている。寺宝に、平安時代中期頃の造立と推定される本尊の十一面観音立像、永正9年(1512)銘の観光上人の順礼札、室町時代末期の作と推定される笈があり、いずれも昭和33年に県重宝に指定されている。

8 現況

底部の腐食が著しかったため、平成元年1月から2年3月にかけて、保存修理を実施しており、平成2年6月28日、南部町の有形文化財に指定された。現在は湿気・防火対策を考慮した収蔵庫「恵光院奥の院」に、県重宝の十一面観音立像、笈、順礼札と共に保存されている。

9 指定事由

本像は、本尊の十一面観音立像とともに、名久井岳の神像として祀られてきた。神名、モデルは不明だが、比丘尼(尼僧)を思わせる装束から覗く顔は、豊満で慈しみに満ちた印象である。瞳に墨、唇に朱が施されているほかは、木肌のままの素地仕上げとしており、木の持っている量感が存分に生かされている。頂から垂らした衣にも、至る所に写実的襞が表現されている。手先にかける衣に左右で変化をつけている点もあわせて、平安時代末から鎌倉時代初期(12~13世紀)の制作と考えられる。芯を中心にとるため背面を故意に割った一木造で、内刳りを行っていない。用材となった樹木が神木のような性格のもので、それを尊重したためかと考えられる。

よって、同時代の特徴がよく表現されている、本県に残る最古級の神像として貴重であり、県重宝として指定に値する。



写真 1 正面



写真 2 背面



写真 3 横顔



写真 4 瞳に墨、唇に朱塗りを施す

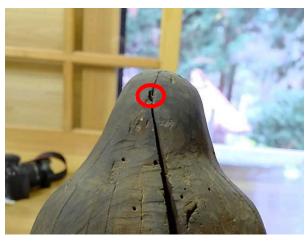


写真 5 頭部ノミ痕



写真 6 芯を中心にとるため、背面を故意 に割った一木造